

和歌山工業高等専門学校外国人留学生規則

制 定 平成 3 年 1 2 月 2 1 日

最近改正 平成 2 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和歌山工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 5 7 条の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の受け入れる外国人留学生（以下「留学生」という。）の入学及び教育課程その他に関する特例について定める。

(入学)

第 2 条 留学生の入学については、学則第 1 9 条を準用し、留学生の入学を希望する学科の当該学年の学生数その他の状況に応じて運営委員会において審議の上、決定する。

(入学手続)

第 3 条 留学生として入学を許可された者は、指定の期日までに、学則第 3 1 条に定める入学料を添え、次の書類を提出しなければならない。ただし、日本政府奨学金留学生及び各国政府派遣留学生については（4）及び（5）の提出を免除することができる。

- (1) 誓約書
- (2) 在留カードの写し
- (3) パスポートの写し
- (4) 日本留学中の経費の支払能力を証明する書類
- (5) 日本に居住する確実な身元保証人の身元保証書

(留学生指導)

第 4 条 留学生の修学並びに生活については、国際交流委員会（以下「委員会」という。）と当該留学生の在籍する学級の担任教員（以下「学級担任」という。）等が連携して助言及び指導にあたるものとする。

(教育課程)

第 5 条 留学生の各在学学年における教育課程は、原則として学則第 1 3 条の規定に基づいた編成とする。ただし、通常の授業を受けるに必要な日本語の能力の養成及び専門科目を修得するに足る基礎科目を重点とした特別な教育課程を編成することができる。

- 2 前項の各学年の教育課程は、教務主事が留学生の在籍学科の学科主任及び学級担任と協議して編成する。
- 3 特別な教育課程を編成する場合は、教務委員会に諮るものとする。
- 4 留学生の各学年の課程修了及び卒業認定は、原則として学業成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則に基づくものとする。

(留学生相談員)

第 6 条 本校に入学後 2 年以内の留学生に対して、学習及び生活上の助言を行うために留学生相談員（以下「チューター」という。）を置くことができる。

- 2 チューターの実施に関する細目は、別に定める。

(学寮への入寮)

第 7 条 留学生は、原則として学寮に居住するものとする。

2 学寮の閉鎖期間又は特別な事情により一時、学寮外に居住することとなる場合には国際交流委員長が委員会を招集し、学級担任及び関係教職員と協議の上、生活上の助言及び指導に当たるものとする。

(授業料等)

第8条 留学生のうち、国費留学生については、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(補則)

第9条 留学生に関し、この規則で処理の困難な事項については、国際交流委員長が委員会を招集し、関係教職員と協議のうえ、処理するものとする。

(事務)

第10条 留学生に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成3年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年10月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。